

平成25年度

登米市一般・特別会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔6月7日提出〕

宮城県登米市

一 般 会 計 補 正 予 算

(第3号)

平成25年度登米市一般会計補正予算（第3号）

平成25年度登米市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,072,786千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,875,231千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		20,164,748	304,153	20,468,901
	1 地方交付税	20,164,748	304,153	20,468,901
13 国庫支出金		4,394,956	944,338	5,339,294
	2 国庫補助金	870,485	935,431	1,805,916
	3 委託金	39,770	8,907	48,677
14 県支出金		3,365,934	116,491	3,482,425
	2 県補助金	2,029,320	103,588	2,132,908
	3 委託金	247,979	12,903	260,882
16 寄附金		5,005	137	5,142
	1 寄附金	5,005	137	5,142
17 繰入金		1,999,793	232,701	2,232,494
	1 特別会計繰入金	4	99,526	99,530
	2 基金繰入金	1,999,789	133,175	2,132,964
19 諸収入		898,847	45,666	944,513
	5 雑入	432,799	45,666	478,465
20 市債		4,453,200	429,300	4,882,500
	1 市債	4,453,200	429,300	4,882,500
歳入合計		44,802,445	2,072,786	46,875,231

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		342,567	△31,302	311,265
	1 議会費	342,567	△31,302	311,265
2 総務費		4,232,304	125,292	4,357,596
	1 総務管理費	3,302,946	133,839	3,436,785
	2 徴税費	397,115	7,268	404,383
	3 戸籍住民基本台帳費	214,404	△13,158	201,246
	4 選挙費	257,636	178	257,814
	5 統計調査費	20,942	△3,364	17,578
	6 監査委員費	39,261	529	39,790
3 民生費		10,833,548	82,467	10,916,015
	1 社会福祉費	5,624,313	28,115	5,652,428
	2 児童福祉費	4,056,644	51,765	4,108,409
	3 生活保護費	1,133,720	2,587	1,136,307
4 衛生費		5,605,223	15,593	5,620,816
	1 保健衛生費	1,473,103	22,312	1,495,415
	2 清掃費	2,101,099	△10,219	2,090,880
	3 病院費	1,910,439	3,500	1,913,939
6 農林水産業費		2,618,899	231,472	2,850,371
	1 農業費	2,324,511	231,665	2,556,176

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 林業費	293,693	△193	293,500
7 商工費		1,037,021	15,226	1,052,247
	1 商工費	659,408	3,526	662,934
	2 観光費	377,613	11,700	389,313
8 土木費		4,504,644	362,635	4,867,279
	1 土木管理費	305,927	△5,979	299,948
	2 道路橋りょう費	1,757,499	353,377	2,110,876
	3 河川費	27,083	3,000	30,083
	4 都市計画費	88,420	14,479	102,899
	5 下水道費	1,312,136	△2,531	1,309,605
	6 住宅費	1,013,579	289	1,013,868
9 消防費		2,243,026	179,845	2,422,871
	1 消防費	2,243,026	179,845	2,422,871
10 教育費		4,633,125	82,555	4,715,680
	1 教育総務費	665,983	△10,610	655,373
	2 小学校費	855,896	4,491	860,387
	3 中学校費	393,757	△4,901	388,856
	4 幼稚園費	501,057	14,988	516,045
	5 社会教育費	866,525	△129,892	736,633

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	6 保健体育費	401,856	236,692	638,548
	7 学校給食費	948,051	△28,213	919,838
11 災害復旧費		1,609,607	992,941	2,602,548
	2 公共土木施設災害復旧費	20,000	15,000	35,000
	3 文教施設災害復旧費	1,559,607	977,941	2,537,548
12 公債費		6,065,349	16,062	6,081,411
	1 公債費	6,065,349	16,062	6,081,411
歳	出	合	計	
		44,802,445	2,072,786	46,875,231

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

事 項	期 間	限度額
幼稚園送迎バス借上料（教育総務課）	平成26年度から 平成27年度まで	千円 1,750

第3表 地方債補正

1. 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
舗装修繕事業	千円 26,900	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
通学路整備事業	69,300			
防災施設整備事業	4,600			
防災情報施設整備事業	136,600			
体育施設整備事業	227,600			

2. 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
塵芥処理施設整備事業	千円 689,400	証書借入又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 698,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
森林病害虫防除事業	9,000				8,500			
観光施設整備事業	40,600				50,500			
道路整備事業	675,000				620,500			

国民健康保険特別会計補正予算

(第1号)

平成25年度登米市国民健康保険特別会計 補正予算（第1号）

平成25年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ630,758千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,460,804千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		2,359,256	525,299	2,884,555
	1 国民健康保険税	2,359,256	525,299	2,884,555
3 国庫支出金		2,890,264	4,711	2,894,975
	1 国庫負担金	2,117,174	2,677	2,119,851
	2 国庫補助金	773,090	2,034	775,124
4 療養給付費交付金		573,371	△39,789	533,582
	1 療養給付費交付金	573,371	△39,789	533,582
5 前期高齢者交付金		1,401,337	△136,827	1,264,510
	1 前期高齢者交付金	1,401,337	△136,827	1,264,510
6 県支出金		635,528	△28,861	606,667
	2 県補助金	541,611	△28,861	512,750
7 共同事業交付金		1,368,457	11,642	1,380,099
	1 共同事業交付金	1,368,457	11,642	1,380,099
9 繰入金		585,851	△5,416	580,435
	1 他会計繰入金	575,851	△5,416	570,435
10 繰越金		1	299,999	300,000
	1 繰越金	1	299,999	300,000
歳入合計		9,830,046	630,758	10,460,804

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		184,073	△5,416	178,657
	1 総務管理費	144,404	△5,416	138,988
2 保険給付費		6,018,129	424,541	6,442,670
	1 療養諸費	5,274,861	438,774	5,713,635
	2 高額療養費	671,508	△14,233	657,275
3 後期高齢者支援金等		1,368,483	59,096	1,427,579
	1 後期高齢者支援金等	1,368,483	59,096	1,427,579
4 前期高齢者納付金等		1,399	16	1,415
	1 前期高齢者納付金等	1,399	16	1,415
6 介護納付金		706,303	△44,968	661,335
	1 介護納付金	706,303	△44,968	661,335
11 諸支出金		17,352	197,489	214,841
	1 償還金及び還付加算金	17,351	97,962	115,313
	2 繰出金	1	99,527	99,528
歳 出 合 計		9,830,046	630,758	10,460,804

後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)

平成25年度登米市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第1号）

平成25年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,071千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ755,094千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		275,444	△2,071	273,373
	1 一般会計繰入金	275,444	△2,071	273,373
歳入	合計	757,165	△2,071	755,094

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		47,358	△2,071	45,287
	1 総務管理費	43,909	△2,071	41,838
歳 出	合 計	757,165	△2,071	755,094

介護保険特別会計補正予算

(第1号)

平成25年度登米市介護保険特別会計 補正予算（第1号）

平成25年度登米市介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,531,705千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施孝尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,090,124	532	1,090,656
	1 一般会計繰入金	1,090,123	532	1,090,655
歳入合計		7,531,173	532	7,531,705

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		167,807	532	168,339
	1 総務管理費	93,418	532	93,950
歳 出 合 計		7,531,173	532	7,531,705

下水道事業特別会計補正予算

(第1号)

平成25年度登米市下水道事業特別会計 補正予算（第1号）

平成25年度登米市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ604,348千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,882,387千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年6月7日提出

登米市長 布施 孝 尚

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		2,076,175	△7,552	2,068,623
	1 一般会計繰入金	1,988,175	△7,552	1,980,623
9 市債		849,300	611,900	1,461,200
	1 市債	849,300	611,900	1,461,200
歳入合計		4,278,039	604,348	4,882,387

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		796,044	△2,938	793,106
	1 総務管理費	193,200	△2,938	190,262
2 事業費		1,153,011	△6,728	1,146,283
	1 下水道施設整備費	1,153,011	△6,728	1,146,283
3 公債費		2,313,984	614,014	2,927,998
	1 公債費	2,313,984	614,014	2,927,998
歳 出	合 計	4,278,039	604,348	4,882,387

第2表 地方債補正

1. 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 529,100	証書借入 又は証券 発行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融資条件 により、銀行 その他の場 合にはその 債権者と協 定するもの による。た だし、市財 政の都合に より据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰 上償還若し くは低利に 借換えるこ とができる。	千円 849,400	補正前に 同じ	補正前に 同じ	補正前に 同じ
農業集落排水事業	260,500				552,100			